

(約 定)

- 1 歳入金の口座振替納付に係る文書及び電磁的記録媒体（以下「納付書等」という。）が関市から取扱金融機関に送付されたときは、口座名義人及び納付義務者に通知することなく、その納付書等に記載された金額を預貯金口座から振り出し（引き落とし）、関市に納付してください。
- 2 預貯金の振り出し（引き落とし）手続きについては、取扱金融機関の所定の方法で（ゆうちょ銀行の場合は、自動払込規定を適用して）処理してください。
- 3 一括の依頼（申込）でその第1期に振替（払込）ができないときは、その年度に限り、各期で振替（払込）されても異議ありません。
- 4 口座振替（自動払込）により納付された歳入金については、領収書の発行を省略されることを承諾します。
- 5 納付義務者に係る過誤納金の還付については、振替（払込）の預貯金口座に振り込む（払い込む）ことを承諾します。
- 6 この依頼（申込）の変更又は廃止をするときは、口座名義人及び納付義務者から取扱金融機関に書面により届け出ます。なお、この届出がなく、納付義務者の納付義務が消滅したとき、預貯金口座を解約したときその他関市長が必要と認めるときは、この依頼（申込）の変更又は廃止をされても異議ありません。

申込日と口座振替（自動払込）開始時期一覧表

※ 申込締切日は、毎月末日です。末日が休業日の場合は、その前の営業日になります。

申 込 日	4月末まで	5月末まで	6月末まで	7月末まで	8月末まで	9月末まで	10月末まで	11月末まで	12月末まで	1月末まで	2月末まで	3月末まで	
市 県 民 税 （普通徴収）	1期（全期）分 （6月末日）		2期分 （8月末日）		3期分 （10月末日）		4期分 （1月末日）			[翌年度] 1期（全期）分 （6月末日）			
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	2期分 （7月末日）			3期分 （12月25日）				4期分 （2月末日）		[翌年度] 1期（全期）分 （4月末日）			
軽自動車税 （種別割）	全期分 （5月末日）	[翌年度] 全期分 （5月末日）											
国民健康保険税	1期（全期）分 （6月末日）		2期分 （7月末日）	3期分 （8月末日）	4期分 （9月末日）	5期分 （10月末日）	6期分 （11月末日）	7期分 （12月25日）	8期分 （1月末日）	9期分 （2月末日）	10期分 （3月末日）	[翌年度] 1期（全期）分 （6月末日）	
後期高齢者 医療保険料	1期分 （7月末日）			2期分 （8月末日）	3期分 （9月末日）	4期分 （10月末日）	5期分 （11月末日）	6期分 （12月25日）	7期分 （1月末日）	8期分 （2月末日）	9期分 （3月末日）	[翌年度] 1期分 （7月末日）	
介護保険料	1期分 （6月末日）		2期分 （7月末日）	3期分 （8月末日）	4期分 （9月末日）	5期分 （10月末日）	6期分 （11月末日）	7期分 （12月25日）	8期分 （1月末日）	9期分 （2月末日）	10期分 （3月末日）	[翌年度] 1期分 （6月末日）	
配食サービス 事業利用料	3月利用分 （5月末日）	4月利用分 （6月末日）	5月利用分 （7月末日）	6月利用分 （8月末日）	7月利用分 （9月末日）	8月利用分 （10月末日）	9月利用分 （11月末日）	10月利用分 （12月25日）	11月利用分 （1月末日）	12月利用分 （2月末日）	1月利用分 （3月末日）	[翌年度] 2月利用分 （4月末日）	
保育料等	5月分 （5月末日）	6月分 （6月末日）	7月分 （7月末日）	8月分 （8月末日）	9月分 （9月末日）	10月分 （10月末日）	11月分 （11月末日）	12月分 （12月25日）	1月分 （1月末日）	2月分 （2月末日）	3月分 （3月末日）	[翌年度] 4月分 （4月末日）	
留守家庭児童 教室使用料	5月分 （5月末日）	6月分 （6月末日）	7月分 （7月末日）	8月分 （8月末日）	9月分 （9月末日）	10月分 （10月末日）	11月分 （11月末日）	12月分 （12月25日）	1月分 （1月末日）	2月分 （2月末日）	3月分 （3月末日）	[翌年度] 4月分 （4月末日）	
学校給食費	1期分 （5月末日）	2期分 （6月末日）	3期分 （7月末日）	4期分 （8月末日）	5期分 （9月末日）	6期分 （10月末日）	7期分 （11月末日）	8期分 （12月25日）	9期分 （1月末日）	10期分 （2月末日）	11期分 （3月末日）	[翌年度] 1期分 （5月末日）	
住宅使用料	5月分 （5月末日）	6月分 （6月末日）	7月分 （7月末日）	8月分 （8月末日）	9月分 （9月末日）	10月分 （10月末日）	11月分 （11月末日）	12月分 （12月25日）	1月分 （1月末日）	2月分 （2月末日）	3月分 （3月末日）	[翌年度] 4月分 （4月末日）	
上下水道 料 金	偶数月 検 針	5期分 （5月末日）	7月分 （7月末日）		9月分 （9月末日）		11月分 （11月末日）		1月分 （1月末日）		3月分 （3月末日）		[翌年度] 5月分 （5月末日）
	奇数月 検 針	6月分 （6月末日）		8月分 （8月末日）		10月分 （10月末日）		12月分 （12月25日）		2月分 （2月末日）		[翌年度] 4月分 （4月末日）	

- 振替日（納期限）は、月の末日です。ただし、12月の振替日については、25日になります。
- 残高不足のため振替できなかった場合の再振替日は、納期限の月の翌月14日です。
- 振替日・再振替日が休業日の場合は、翌営業日になります。